

議案第7号

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部
改正について

大口町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のように定めるものとする。

平成27年3月4日提出

大口町長 鈴木雅博

(提案理由)

この案を提出するのは、常勤の特別職の職員ゝ給与に関して給料月額を改正する
ことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部
を改正する条例

大口町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例（昭和36年大口村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の140」を「100分の147.5」に、「100分の170」を「100分の162.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

職名	給料月額
町長	885,000円
副町長	708,000円
教育長	663,000円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
（旧大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正）
- 2 大口町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（平成26年大口町条例第27号）附則第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和36年大口村条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「月額67万5,000円」を「月額66万3,000円」に改める。

大口町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧																
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の147.5</u>、12月に支給する場合には<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町長</td> <td style="text-align: center;"><u>885,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副町長</td> <td style="text-align: center;"><u>708,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;"><u>663,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	<u>885,000円</u>	副町長	<u>708,000円</u>	教育長	<u>663,000円</u>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には<u>100分の140</u>、12月に支給する場合には<u>100分の170</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">職名</th> <th style="text-align: center;">給料月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">町長</td> <td style="text-align: center;"><u>900,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">副町長</td> <td style="text-align: center;"><u>716,000円</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育長</td> <td style="text-align: center;"><u>675,000円</u></td> </tr> </tbody> </table>	職名	給料月額	町長	<u>900,000円</u>	副町長	<u>716,000円</u>	教育長	<u>675,000円</u>
職名	給料月額																
町長	<u>885,000円</u>																
副町長	<u>708,000円</u>																
教育長	<u>663,000円</u>																
職名	給料月額																
町長	<u>900,000円</u>																
副町長	<u>716,000円</u>																
教育長	<u>675,000円</u>																

旧大口町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(給与)</p> <p>第2条 教育長の給料は、<u>月額66万3,000円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 教育長の給料は、<u>月額67万5,000円</u>とする。</p> <p>2・3 略</p>